

袖ヶ浦市蔵波会館

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市蔵波会館

袖ヶ浦市蔵波 5 7 番地

(2) 設置目的

市民の文化の向上と福祉の増進を図る。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市蔵波会館の利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦市蔵波会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市蔵波会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市蔵波会館は、文化の向上と福祉の増進のために建設された施設である。地域住民の体育、娯楽、研修及び集会等の場所を提供してきており、施設を効果的かつ効率的に運営管理するためには、地域の実情を確実に把握し、協力が得られる団体が適当である。

以上により、地域コミュニティの代表団体が引き続き施設管理を担うことこそ、地域に根付いた運営が期待できることから蔵波区を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	蔵波区
所 在 地	—
主たる業務 内容	区民の生活文化向上のため、区内の清掃、祭礼等イベントの開催及び住民の要望等の取りまとめ

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

地区会館は、地域住民等の体育、娯楽、研修及び集会等を通して、市民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的に設置された施設である。

施設の利用に当たっては、営利を目的とする行為について利用の制

限があるものの、住民の集会施設として広く開放し、上記目的の達成に努める。

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

募集に係る以下の項目を示し、非公募による指名を行った。

ア 募集要項の配布 令和5年7月3日から同年8月31日まで

イ 応募者説明会 令和5年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和5年7月21日から同月25日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和5年8月29日から同月31日まで

(2) 審査方法及び選定結果

令和5年10月12日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手續条例」という。）第5条に規定する選定基準をさらに細分化した審査基準に基づき審査・採点した結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適格性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、蔵波区を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市蔵波会館の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市蔵波会館【非公募】
 応募団体：蔵波区

施設所管課の評価点数	1 3 3 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	非適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価 点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第5 条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
	② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に発揮させ、その管 理を効率的、かつ、 効果的に行うこと ができるものである こと。 (指定手続条例第5 条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方 針	20	85	0	12	16	20
	イ 利用者の増加を図 るための具体的な手 法	9	0		3	6	9	4
	ウ サービスの向上を図 るための具体的な手 法及び当該施設の効 用を最大限に発揮さ せるための手法	31	0		17	24	31	22
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現 の可能性	20	失格/0		12	16	20	13
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	5	失格		3	4	5	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確 に遂行するに足りる 人的構成及び財的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第5 条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適 確性及び実現の可能 性	20	55	失格	12	16	20	12
	イ 安定的な運営が可能 となる人的能力	X		X	X	X	X	X
	ウ 安定的な運営が可能 となる財的基盤	25		失格/0	15	20	25	15
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第5 条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	14
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		210	210	失格	122	166	210	133

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数
 (122点)以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。